審查基準整理票

処分名	児童通所費等の受給者証の再発行		
根拠法令名	児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生労働省		 (条項) 第 18 条の 6 第 9 項
	令第 11 号)		
基準法令名	児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生労働省 (条項)第18条の6第9項		
	令第 11 号)		(木) 分10米00分5点
	障害児通所給付費に係る通所給付決定事務		
	等について		
所管部署	福祉部 障害福祉課 障害福祉係		
標準処理期間	5 日	法定処理期間	日
【審査基準】	・文書の名称【]
	・掲載図書等【]
・内 容 □全部記載 □一部・項目のみ記載			
児童通所費等の受給者証の再発行は、児童福祉法施行規則第18条の6第9項を基準とす			
る。			
参考			
【根拠法令】			
第十八条の6第9項 市町村は、通所受給者証を破り、汚し、又は失つた通所給付決定保			
護者から、通所給付決定の有効期間内において、通所受給者証の再交付の申請があつた			
ときは、通所受給者証を交付しなければならない。			
【基準法令】			
上記のとおり			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図 書等の縦覧をもって代えることができる。